

人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意について

平成八年十二月二日

外務省

本日、日米合同委員会において、出入国分科委員会の勧告を受け、人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意が別紙のとおり承認された。

(全文仮訳)

人、動物及び植物の検疫に関する合意

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第5条及び第9条の実施上、以下に掲げる検疫の手続を適用する。

A. 人の検疫

(1) 合衆国の船舶又は航空機とは、合衆国及び合衆国以外の船舶又は航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの、すなわち、合衆国公有船舶、合衆国公有航空機、合衆国被用船舶及び合衆国被用航空機をいう。一部用船契約によるものは、含まない。

(2) 合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶又は航空機は、乗船者又は搭乗者の国籍又は地位にかかわらず合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受ける。

(A) 合衆国軍隊の医務部は、合衆国軍隊の実施する検疫業務について責任を負う。

(B) 合衆国軍隊は、合衆国に提供された施設及び区域に係る港及び飛行場ごとに、一又は二以上の者(士官である必要はない。)を検疫官として任命する。所轄の日本国の検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。)は、任命された検疫官の氏名、階級及び所属について通報を受ける。

(C) 合衆国軍隊の医官は、必要なときは、前記の各港又は各飛行場において検疫措置を行う。

(D) 合衆国軍隊の検疫官は、検疫伝染病の患者若しくはその死体又はペストに感染した若しくはそのおそれのあるねずみ族を船内又は機内において発見したときは、直ちに所轄の日本国の検疫所長に通報する。

(E) 合衆国軍隊の検疫官は、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が日本国に持ち込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めた

ときは、あらかじめ所轄の日本国の検疫所長が署名し、委託した検疫済証又は仮検疫済証に所要事項を記入し、担当検疫官の欄に署名の上、当該船舶又は航空機の長に交付する。合衆国軍隊の検疫官は、仮検疫済証を交付したときは、所轄の日本国の検疫所長に通報する。

(3) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供されていない港又は飛行場に着くときは、日本国の当局による検疫を受ける。もっとも、搭乗している医官が当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が持ち込まれるおそれがない旨の証明書を提出したときは、検疫済証の交付を受けることができる。

(A) 合衆国の船舶又は航空機は、検疫の検査及び許可において優先的な取扱いを受けることができる。

(B) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供された施設及び区域以外の港又は飛行場に入るときは、当該船舶又は航空機の長は、検疫に先立って所轄の日本国の検疫所長に通報を行う。

(4) 合衆国の船舶は、日本国において最初に港に入港したときから検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、検疫信号を掲げる。

(5) 合衆国の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し検疫措置が必要となるときは、合衆国軍隊が、所轄の日本国の検疫所長と協議の上、当該措置を実施することができる。

(6) 民間の船舶又は航空機により日本国に入国する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、命令により移動中であるときは、その者の要請により、日本国の検疫当局による許可において優先的な取扱いを受けることができる。

(7) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が乗船又は搭乗している民間の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し、それらの者に対して検疫措置が必要となるときは、所轄の日本国の検疫所長は、合衆国軍隊に対し、実施した検疫措置を通報する。

B. 動物の検疫

以下に定める動物の検疫検査は、動物疾病の日本国への侵入及び日本国におけるまん延を予防することを目的とする。

(1) 合衆国軍隊が合衆国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国から日本国に輸入されるこれらの者の私有する動物（以下「私有動物」という。）（(4)の適用のあるものを除く。）は、合衆国政府の当局による検査及び承認を受け、かつ、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官により、書類審査及び疾病の有無に関する検査を受けたものに限る。当該審査及び検査は、動物及び畜産物を合衆国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(2) 合衆国軍隊が合衆国以外の国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国以外の国から日本国に輸入されるこれらの者の私有動物であって(4)に定めるものを除いたものは、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官による書類審査及び疾病の有無に関する検疫検査を受ける。当該検査は、動物及び畜産物を合衆国以外の国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(3) 合衆国軍隊の動物検疫官は、検査及び証明の結果についての報告をとりまとめ、四半期毎に日本国政府の動物検疫所長に対して提出する。日本国政府の動物検疫所は、合衆国軍隊の動物検疫官が行う検査に立ち会う権利を有する。

(4) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、これらの者の私用のために民間の船舶又は航空機により日本国に輸入する動物及び畜産物は、家畜伝染病予防法施行規則に定める港又は飛行場において日本国の家畜防疫官による検査を受け、かつ、同法施行規則及び犬の輸出入検疫規則に従って検疫を受ける。適切な書類が添付され、かつ、日本国の家畜防疫官が適当と認めた私有の犬については、狂犬病予防上必要な措置に関する日本国の家畜防疫官の指示に従うことを条件として、所有者によるけい留を認める。

(5) 動物の伝染病の発生による緊急事態が発生した場合、合衆国軍隊は当該伝染病のまん延の防止のための合衆国軍隊の当局と日本国の当局との間の協議を通じて、(1)、(2)及び(4)の場合の動物及び畜産物の輸入の停止を含め必要な措置をとる。合衆国軍隊の獣医官は、農林水産省畜産局衛生課長に対し、家畜伝染病予防法により届出が義務付けられている動物の疾病を診断した場合は直ちに報告する。

(6) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の権限ある医務職員が、病原学、治療及び疾病の予防の研究に必要な、動物の疾病の病原体を含む材料を公用のため日本国に輸入するときは、農林水産大臣の輸入許可を取得する。これらの材料は、日本国の一の動物検疫所に到着の後、日本国の動物検疫所の指示に従い、合衆国軍隊の受領機関に輸送する。

(7) 輸出の場合は、この合意の規定を準用する。

C. 植物の検疫

(1) 輸入の禁止されるもの

(A) 植物防疫法施行規則別表1 (同規則別表1をこの手続に添付する。)に定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、同規則別表1に定める植物。日本国政府の当局が同規則別表1を改正する毎に、同規則別表1の写しを、日米合同委員会出入国分科委員会を経て合衆国軍隊に提供する。

(B) 有害動物又は有害植物

(C) 土又は土の附着する植物

(D) 前各号に掲げるものの容器包装

(2) 輸入検査及び輸出国の発行する検査証明書を必要とするもの

合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族が輸入する植物 (顕花植物、しだ類、せんたい類 (その部分、種子、果実及びむしろ又はこものような加工品を含む。主な例は以下のとおり。))、又はその容器包装であって、ハワイ諸島を含む合衆国又は植物防疫法施行規則別表1に掲げる地域に該当しない地域で生産され又は加工された植物。

(A) 植物、植物の部分及び種子又は球根であって繁殖又は栽植の用に供するもの

(B) 生果実又は生野菜

(C) 食糧、飼料又は油料用に供される穀類及び豆類並びにそれらの副産品で熱処理をされていないもの

(D) コーヒー豆、ココア豆、こしょう、葉たばこその他の、香辛料、調味料の原料

(E) 乾果 (あんず、いちじく、かき、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんについては輸入検査及び検査証明書を免除する。)

(F) かます、なわその他のわら工品

(G) 樹皮の付着した木材類

(3) (1) 及び (2) の品目は、軍事郵便として取扱わない。これらの品目が軍事郵便として到着した場合は、検査のために日本国の植物防疫官に報

告する。

(4) 輸入検査は、合衆国軍隊と日本国政府の権限ある者とが共同して行い、追加費用及び生産物の損害が生じないようにできるだけ迅速に行う。検査により、有害動物又は有害植物の危険が判明した場合は、合衆国軍隊の代表者と日本国の植物防疫官との協力により速やかに処分する。

(5) (1) 又は(2)に該当しない品目は、日本国の植物検疫の規定にかかわらず、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により日本国に輸入することができる。

(6) 植物検疫を行う港及び飛行場

(2)により輸入される品目は、植物防疫法施行規則第6条に定める港又は飛行場を通じて輸入する。

(7) 日本国の植物防疫官は、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による輸入により上記品目が到着したことについて通報を受ける。当該通報は、以下の日本国の植物防疫所のうちのいずれかに所在する適当な日本国の当局に行う。

横浜植物防疫所：

横浜植物防疫所（京浜港）

札幌支所

新潟支所

東京支所（京浜港）

川崎出張所（京浜港）

留萌出張所

室蘭・苫小牧出張所

青森出張所

宮古出張所

大船渡出張所

小名浜出張所

酒田出張所

羽田出張所（東京国際空港）

鹿島出張所

晴海出張所（京浜港）

塩釜支所

成田支所（新東京国際空港）

釧路出張所

小樽出張所

函館出張所

八戸出張所

釜石出張所

石巻出張所

秋田出張所（秋田・船川港）

直江津出張所

日立出張所

千葉出張所

大井出張所（京浜港）

名古屋植物防疫所：

名古屋植物防疫所

伏木支所（伏木富山港）

豊橋出張所

衣浦出張所

南部出張所（名古屋港）

四日市出張所

金沢出張所

敦賀出張所

御前崎出張所

清水支所

蒲郡出張所

小牧出張所（名古屋空港）

西部出張所（名古屋港）

富山出張所（伏木富山港）

七尾出張所

田子の浦出張所

神戸植物防疫所：

神戸植物防疫所

大阪支所

広島支所

姫路出張所

岸和田出張所（阪南港）

田辺出張所

浜田出張所

水島出張所

岩国出張所

小松島出張所

詫間出張所

松山出張所

須崎出張所

関西空港支所（関西国際空港）

坂出支所

舞鶴出張所

和歌山出張所（和歌山下津港）

境港出張所（境港）

宇野出張所

尾道出張所

平生出張所

高松出張所

今治出張所

高知出張所

門司植物防疫所：

門司植物防疫所（関門港）

福岡支所（博多港）

名瀬支所

下関出張所（関門港）

板付出張所（福岡空港）

鹿児島支所

若松出張所（関門港）

伊万里出張所

長崎出張所
八代出張所
佐伯出張所
志布志出張所

佐世保出張所
大分出張所
細島出張所
溝辺出張所（鹿児島空港）

那覇植物防疫事務所：

那覇植物防疫事務所

那覇空港出張所（那覇空港）

平良出張所

嘉手納出張所（嘉手納空港）

石垣出張所

（８）合衆国軍隊がいずれかの禁止品目について必要な量又は必要な品質のものを日本国の源泉から調達することができない場合は、合衆国軍隊と日本国の権限ある当局との間で相互に満足な解決を見いだすため協議する。

（了）

植物防疫法施行規則

別表一(第九条関係)

地 域	植 物	備考(対象とする有害動物又は有害植物)
<p>一 シリア、イスラエル、ヨルダン、レバノン、トルコ、サイプラス、ギリシヤ、アルバニア、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、オーストリア、イタリア、マルタ、スイス、フランス、スペイン、ポルトガル、ベルギー、オランダ、ドイツ、連合王国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)、アフリカ州、グアテマラ、ホンジュラス、エル・サルヴァドル、ニカラグア、パナマ、コスタ・リカ、コロンビア、エクアドル、ブラジル、ペルー、ボリヴィア、チリ、ウルグアイ、アルゼンティン、パルミエーダ、西インド諸島(キューバを除く。)、ハワイ諸島、オーストラリア連邦(タスマニアを除く。)</p>	<p>生果実(ただし、パインアップル及びココヤシの生果実並びに成熟していないバナナの生果実並びにハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びに南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにイスラエル国から発送され他の地域を経由しないで輸入されるシヤム種及びパレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにオーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ、レモン並びにケンジントン種のマンゴウであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにスペイン国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるレモン並びにネーブル種及びパレンシア種のスイートオレンジであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにチリ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにオランダ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマト及びピーマンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)</p>	<p>チチウカイミバエ</p>
<p>二 台湾、中華人民共和国、香港、ラオス、カンボジア、ウイエトナム、ビルマ、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア連邦、ポルトガル領チモール、フィリピン、インド、スリ・ランカ、パキスタン、バングラデシュ、ミクロネシア、ハワイ諸島、パプア・ニューギニア</p>	<p>かんきつ類(台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるポンカン、タンカン及びリュウウチン種のスイートオレンジであつて農林水産大臣の定める基準に適合しているものを除く。)、わんび、びわ、すもも、もも、さくら、いちじく、パパイヤ(ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの、台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの及びフィリピン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。三の項において同じ。)、りゅうがん、れいし(台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの及び中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろづく、びんろうじゆ、サントール、ト</p>	<p>ミカンコバエ</p>

	<p>マト、アセロラ、あんず、いんどめてんぐ、おらんたいちご、オリーブ、がじゆまる、たいへいようくるみ、てりはぼく、なし、なつめやし、ぶどう、ももたまな、やまもも、りんご、かき属植物、なす属植物（なす、たばこほほすき等）、ばんのき属植物（ばんのき、ばらみつ等）、マンゴウ属植物（フィリピン共和国から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスーパー種のマンゴウであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの、台湾から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィン種、カイト種及びハーティン種のマンゴウであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにタイ王国から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワ種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。三の項において同じ。）、なつめ属植物、とけいそう属植物、あかてつ科植物（スターアップル、サポツラ等）、ふともも属植物（ふともも、れんぶ等）、ばんれいし属植物、ふくぎ属植物（ふくぎ、マンゴスチン等）及びとうがらし属植物、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろ属植物、ランサ属植物及びヒロセレウス属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	
<p>二の二 ニュージーランド、ソシエテ諸島、ツブアイ諸島、イースター島、オーストラリア連邦（タスマニアを除く）、パプア・ニューギニア</p>	<p>かんきつ類（オーストラリア連邦から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ並びにレモンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。）、シロサボテ、びわ、りんご、なし、まるめろ、もも、すもも、あんず、さくらんぼ、ぶどう、ざくろ、いちじく、キウイフルーツ、パイナップル、ごれんし、ばんじろ、う、アボカド、なつめやし、トマト、ししとうがらし、オリーブ、かき属植物、マンゴウ属植物（オーストラリア連邦から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるケンジントン種のマンゴウであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。）、なつめ属植物、きいちご属植物、とけいそう属植物、ふともも属植物（ふともも、れんぶ等）、ばんれいし属植物、コーヒーノキ属植物及びくわ属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p>クインスランド、ニバエ</p>
<p>三 台湾、中華人民共和国、香港、ラオス、カンボディア、ウイエトナム、ビルマ、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア連邦、ポルトガル領チモール、フィリピン、インド、スリ・ランカ、パキスタン、バングラデシュ、ケニア、タンザニア、ミクロネシア、ハワイ諸島、パプア・ニューギニア</p>	<p>きゆうり、すいか、まくわうり、かぼちや、その他のうり科植物（中華人民共和国から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるメロンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。）の生果実及びその生果実並びにトマト、なす、きさげ及びきまめの生果実並びにトマト、なす、ししとうがらし、パイナップル、マンゴウ属植物及びヒロセレウス属植物の生果実</p>	<p>ウリニバエ</p>
<p>四 中華人民共和国、ビルマ、インド、パキスタン、アフガニスタン、イラク、シリア、レバノン、イスラエル、ヨルダン、イラン、トルコ、サイプラス、ヨーロッパ州、ソウヴェト連邦、アフリカ州、カナダ、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下同じ。）、コロンビア、ブラジル、ペルー、ボリビア、チリ、ウルグアイ、アルゼンチン、オーストラリア連邦、ニュージーランド</p>	<p>りんご（ニュージーランドから發送され、他の地域を経由しないで輸入されるガラ種、グラニースミス種、ふじ種、アレイパイン種、レッドデリシア種及びロイヤルガラ種のりんごであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにアメリカ合衆国から發送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンデリシア種及びレッドデリシア種のりんごであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。）、なし、まるめろ、もも（アメリカ合衆国から發送</p>	<p>コドリソウ</p>

	<p>され、他の地域を経由しないで輸入されるサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアフライト種、フアンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアフライト種、フアンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)、すもも、あんず及びさくらんぼ(アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるガーネット種、ツラレ種、パン種、ピング種、ブルツク種、ランバート種、レーニア種及びのさくらんぼであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの、カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランバート種のさくらんぼであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの並びにニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるサミット種、サム種、ステラ種、ドローン種、パイラット種、ピング種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)、の生果実並びにくるみの生果実及び核子(アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみ核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。)</p>	
<p>五 台湾、中華人民共和国、香港、ラオス、カンボディア、ヴェトナム、ビルマ、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア連邦、ポルトガル領チモール、フィリピン、インド、スリ・ランカ、バングラデシュ、アフリカ州、北アメリカ州(カナダを除き、西インド諸島を含む。)、南アメリカ州、ミクロネシア、メラネシア、ポリネシア、ハワイ諸島、オーストラリア連邦、パプア・ニューギニア、ニュージーランド</p>	<p>さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p>アリモトキノウムシ</p>
<p>六 台湾、中華人民共和国、香港、ラオス、カンボディア、ヴェトナム、ビルマ、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア連邦、インド、スリ・ランカ、パキスタン、ハワイ諸島</p>	<p>さつまいも属植物の生葉及び生塊根等の地下部</p>	<p>サツマイモノメイガ</p>
<p>七 中華人民共和国、北アメリカ州(カナダを除き、西インド諸島を含む。)、南アメリカ、ミクロネシア、メラネシア、ポリネシア、ハワイ諸島、ニュージーランド</p>	<p>さつまいも属植物、あさがお属植物、ひるがお属植物及びやまのいもの生葉及び生塊根等の地下部</p>	<p>イモゾウムシ</p>
<p>八 インド、ヨーロッパ州(アルバニア及びギリシアを除く。)、ソヴェト連邦、南アフリカ共和国、カナダ、アメリカ合衆国、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ、ウルグアイ、フオーkland諸島</p>	<p>ばれいしよ、なす、トマト、とうがらしその他のなす科植物の生葉及び生塊根等の地下部</p>	<p>じやがいもがんしゅ病菌</p>
<p>九 トルコ、ギリシア、ユーゴスラヴィア、ハンガリー、チエコスロヴァキア、オーストリア、イタリア、スイス、フランス、スペイン、ポルトガル、ルクセンブルグ、ベルギー、オランダ、ドイツ、デンマーク、連合王国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)、カナダ、アメリカ合衆国、メキシコ</p>	<p>ばれいしよ、なす、トマト、とうがらしその他のなす科植物、あさみ属植物、もうすいか属植物、キャベツ及びこしょうの生葉</p>	<p>コロラトハムシ</p>

<p>十 インド、イスラエル、ギリシャ、オーストラリア、イタリア、スイス、フランス、スペイン、ルクセンブルク、ベルギー、オランダ、ドイツ、デンマーク、ポーランド、連合王国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、エール、アイスランド、ノールウエー、スウェーデン、フィンランド、ソウイェト連邦、アルジェリア、北アメリカ州（西インド諸島を除く。）、ペルー、ボリウイス、アルゼンティン</p>	<p>ばれいしよ、なす、トマト、とうがらしその他のなす科植物及びあかさ属植物の生葉等の地下部</p>	<p>ジャガイモシストセンチュウ</p>
<p>十一 シリア、レバノン、イスラエル、イラン、トルコ、ヨーロッパ州、ソウイェト連邦、チュニジア、アルジェリア、モロッコ、カナダ、アメリカ合衆国、メキシコ、キューバ、ブラジル、アルゼンティン、オーストラリア連邦（タスマニアを除く。）</p>	<p>たばこ、なす、トマト（カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるエイチワイ九四七種、エビータ種、オハイオ七九八三種、サンライズ種、トラスト種、ドンビート種及びベルモンド種のトマトを除く。）、とうがらしその他のなす科植物の生葉及び生果実</p>	<p>たばこべと病菌</p>
<p>十二 アメリカ合衆国、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、パイナップル、れいし、インテイゴフェラ・ヒルスタ、テータまつ、ピヌス・エリオツチイ、いんげんまめ、おくら、すいか、だいごん、つるれいし、とうがらし、トマト、ペポかぼちや、メロン、リーキ、アルファルファ、こしよう、さつまいも、さとうきび、大豆、とうもろこし、らつかせい、バシヨウ属植物、アンスリユーム属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部（らつかせいのさやのない種子を除く。）</p>	<p>ラドフォルス・シトロウイルス</p>
<p>十三 イラン、トルコ、ヨーロッパ州、ソウイェト連邦、北アメリカ州（西インド諸島を除く。）、ニュージーランド</p>	<p>おおむぎ属植物、こむぎ属植物及びらいむぎ属植物の生葉（つと、こもその他これに準ずる加工品を含む。以下この項において「むぎわら」という。）並びにかもしくさ属植物の生葉（アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもしくさ属植物の生葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。）</p>	<p>へシアンバエ</p>
<p>十四 朝鮮半島及び台湾を除く諸外国</p>	<p>いね、いねわら（かます、むしろその他これに準ずる加工品を含む。ただし、中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される量床であつて、農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く。）、もみ及びもみがら</p>	<p>イネクキセンチュウ、トリココニス・カウダ、バラナンア・オリゼーその他の日本に産しない各種の病菌害虫</p>

本表：・全部改正〔昭和二十七年四月農林省令二〇号〕、一部改正〔昭和二十八年三月農林省令四号・二月七四号・二九年一月六七号・三六年一〇月・四九号・三八年二月七三三号〕、全部改正〔昭和四〇年五月農林省令二三三三号〕、一部改正〔昭和四三年六月農林省令四五号・四四年三月九号・四四年十一月五二五号・四五年六月三二二号・四六年四月二五五号〕、一部改正・別表：・別表一に改正〔昭和四七年五月二九号〕、一部改正〔昭和四七年六月農林省令三八号・四七年二月六九号・四八年五月三七号・四九年一月四六号・五〇年七月三八号・五〇年十一月五三三号・五一年六月二七号・五三年七月四九号・五四年六月農林水産省令三六号・五五年四月二二二号・五七年五月一九号・六〇年八月四二二号・六一年三月九号・六二年二月一〇号・六三年二月二二号・六三年二月六号・六三年六月三三三号・六三年十一月五七号・平成元年二月四七号・二年三月六号・三年七月三二二号・四年五月二四号・五年一月二二号・五年六月二四号・六年四月三二二号・六年八月五三三号・六年十月七十三号・八年二月二日号〕